

令和5年第2回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和5年6月6日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 1時58分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
12番	渋井由放	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

11番 田島信二

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

高 橋 昌 弘

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 令和4年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第10 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第11 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第12 議案第13号 那須烏山市境財産区管理会管理委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- ①那須烏山市監査委員条例の一部改正
- ②那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正
- ③那須烏山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する

条例の一部改正

- 日程 第14 議案第 9号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第10号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第11号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第 2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第 3号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第21 議案第15号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について（市長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は14名です。11番田島信二議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、令和5年第2回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月30日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

15番 高田悦男議員

16番 平塚英教議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月9日までの4日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

---

◎日程第3 報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書に

ついて

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計繰越明許費決算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和5年第1回那須烏山市議会3月定例会において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費の内容を御説明申し上げます。

地域情報化計画策定事業費、南那須庁舎管理費、保健福祉センター施設整備費につきましては、計画策定期間を延長する必要が生じたことや、物流の影響による資材調達及び製造に遅延を生じたことにより、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

防災重点農業用ため池緊急整備事業費、防災集団移転促進事業費につきましては、国の財源を活用するため、繰越しをしたものであります。

道路整備費につきましては、西野三箇線を接続する県道の工事が完了せず、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

橋りょう等維持管理費につきましては、塙橋塗装剥離の処分に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、県の事業繰越しに伴い、繰越しをしたものであります。

小学校施設管理費、中学校施設管理費につきましては、緊急に実施すべき電気工事及び早急に実施すべき空調機器の修繕を3月補正で計上し、繰越ししたものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市の一般会計の繰越明許費繰越計算書ということでございますが、翌年度、令和5年度に繰越して実施するというところでございますが、それぞれ事業ごとに、い

つ頃までに実施して完了するというようなことなんでしょうかね。案件ごとに説明を求めます。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 御質問の繰越事業の進捗について、お答えさせていただきます。

まず、一番最初の地域情報化計画策定事業費でございます。これにつきましては、DX推進計画でございます。これらの事業策定におきまして、昨年12月に、国においてデジタル田園都市国家構想総合戦略というのが打ち出されました。それらの交付金、これらを有効活用しようということで、そういったデジタル化の実装化に取り組むため、庁内においても、より各課との詳細な調整が必要になるということで、繰越しをさせていただきました。

現在の状況でございますが、庁内関係各課の策定メンバーと鋭意、情報の収集・分析を行っております。第3次総合計画との整合性を図りながら、来年の3月20日までに策定するというので今、進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） その次の南那須庁舎管理費の繰越しでございます。

停電時の非常用照明のための非常用電源装置蓄電池の交換になります。部品等の納品等の遅れに伴いまして、繰越ししたものでございまして、納期では、9月いっぱいを目途に今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 続きまして、3番目の民生費、保健福祉センター施設整備費でございますが、こちらにつきましては、保健福祉センター非常用発電設備更新工事でございます。

こちらの繰越しの理由ですが、原材料価格の高騰及び原材料・部品等の調達遅れによるものでございます。現在、設計業務委託のほうを進めていまして、6月いっぱい履行期間となっております。その後、8月中には入札を行い、工期としましては、2か月程度を見込んでおります。

以上です。

8月に入札を行いまして、その後、工期としましては、2か月を見込んでおります。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、農林水産業費の防災重点農業用ため池緊急整備事業費、8,600万円の繰越しについて、御説明申し上げます。

市内の重点ため池、全部で18か所ございます。令和4年度におきまして、豪雨耐性評価、

地震による耐性評価、劣化状況による評価の3項目、全て令和4年度に完了してございます。

令和5年度におきましては、この防災工事が必要なため池の実実施計画の策定業務、17か所分でございますけれども、実施予定してございます。令和4年度に一部前倒しで国のほうから予算計上があったものですから、繰越しをさせていただいたものでございますけれども、既にこの17か所分につきましては、栃木県土地改良事業団連合会に全て発注済みでございます。残る1か所につきましては、令和5年度に予算割当てがあった暁には、今年度発注で全て18か所分の実実施計画の策定業務を今年度中に終了する予定になってございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 続きまして、都市建設課分につきまして御説明いたします。

2項の道路橋りょう費、道路整備費でございます。こちらにつきましては、市道西野三箇線と県道熊田喜連川線の丁字路交差点部の箇所でございます。市長の提案理由のとおり、県道の工事との取付けの関係で繰越しをしたものでございまして、工事のほうは、その1、その2ということで改良工事を実施しております。こちらにつきましては、5月31日に完成。検査を予定しております。その3としまして、舗装の工事を現在、施工中でございます。工期につきましては、8月30日でございます。

それに併せまして、道路台帳作成業務というのを委託しております。こちらにつきましては、10月31日が工期となっております。この道路台帳の作成完了をもって、市道西野三箇線は事業完了ということになります。

次に、橋りょう等維持管理費、塙橋でございますが、神長地内、江川に架かる塙橋の塗装工事でございます。工事のほうは完了しております。工期は、6月30日でございます。

次に、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、こちらは、県が実施する工事に対しまして、市が負担金を支払うというものでございます。完成は来年、令和6年3月を予定しております。

次に、4項都市計画費、防災集団移転促進事業費でございます。宮原地区、下境地区におきまして現在、進めております事業に係る経費でございます。7,949万円のうち、11節の役務費ということで89万円を計上しております。こちらにつきましては、両地区の鑑定評価業務をお願いしており、9月末までが工期となっております。

それから、12節の委託料ということで、7,860万円を計上しております。防災集団移転促進事業検討業務その31ということで、検討業務を委託しております。こちらにつきましては6月30日が完了でございます。

現在、小規模相談会を開催しているところでございますが、両地区におきまして、測量、設



計及び用地調査、物件調査等の業務を発注してまいります。工期につきましては、最終の工期は、来年の令和6年3月ということで現在、事業を推進しております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、学校教育課関係です。

10款教育費の小学校施設管理費1,195万円ですが、7か所の修繕を繰越しております。江川小学校、境小学校、七合小学校の3か所のエアコンの修繕は、4月に終了しております。荒川小学校、境小学校のパスの修繕ですが、5月初めに終了しております。七合小学校のパスの修繕も、5月中旬に終了いたしました。残り、烏山小学校の火災報知器の修繕ですが、6月に入ってから、予定どおり工事が始まりましたので、間もなく終了となります。

続いて、中学校施設管理費50万円ですが、烏山中学校のエアコン修繕1か所、繰越しをいたしました。こちらは、4月に終了しております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） おおむね分かったんですが、2024年問題ですか、いわゆる物流関係で、働き方改革なんかも含めて、かなり今までとは違う輸送コストがかかると言われております。そういう点で、これはこの繰越しだけじゃないんですが、当初予算関係でもその辺は十分、見込んで計画・計上されたのかどうか、その点だけ確認しておきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） やはり世の中の情勢は、十分先が見えない状況もあります。特に電気料等については、高騰と言われておりましたから、昨年の当初予算の段階では、十分1年間、間に合うように見積りをしたつもりなんですけど、万一、やはり高騰が続けば、補正もあり得るとは思っていますが、十分その辺の情勢は状況を見ながら、当初予算は組んでおります。

○16番（平塚英教） 分からないけど、分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかにないようでございますので、報告第1号 令和3年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書については報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

◎日程第4 報告第2号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について

○議長（渋井由放）　　続きまして、日程第4　報告第2号　令和4年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子）　　報告第2号　令和4年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和4年第5回那須烏山市議会9月定例会において、継続費の予算措置を行い、その年度内において支出を終わらなかったものを通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

橋りょう等維持管理事業費につきましては、市道三箇小白井線青雲橋の橋梁補修工事期間を令和4年度から令和5年度としていることから、令和4年度に支出しなかった予算を通次繰越ししたものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放）　　提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でございますけれども、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教）　　先ほどと同様に、市道三箇小白井線の青雲橋の塗装の残りを繰り越してやるということですが、いつまでに完成を見越して進めているのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放）　　佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明）　　それでは、説明を申し上げます。

8款2項道路橋りょう費、橋りょう等維持管理費、青雲橋の8,200万円について説明を申し上げます。

令和4年度の継続費としまして、総額1億6,600万円を予算計上し、8,200万円を令和5年度へ通次繰越しをいたしました。

工事につきましては、6月から出水期ということで、河川内の工事はできておりませんが、河川に影響のない部分の工事を施工しております。完成は、濁水期に入りましてからの工事になりまして、来年、令和6年3月を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第2号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書については報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

◎日程第5 報告第3号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（渋井由放） 日程第5 報告第3号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

事故繰越しの内容を御説明申し上げます。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、南那須水処理センター雑排水給水ユニット修繕工事において、世界的な半導体不足のあおりを受け、急遽、工事部材の確保に不測の日数を要する事態となり、当初の完成期限に竣工できなくなってしまったことから、事故繰越しをしたものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でございますけれども、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 報告第3号でございますが、今、説明があったとおり、世界的な半導体不足で、修繕工事が完成できなかったということでございますが、部品の確保というのはもう見通しは立ったのかどうか。

それと、いつまでにこの工事は完成を見込んでいるということなのか、その2点、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの御質問に関しまして、お答えいたします。

部品の見通しということで御質問いただきましたが、現在の工事の進捗状況ということでお話しさせていただきますと、現在、今月の6月中旬には材料が搬入される予定でありまして、工事の完成につきましても、6月の下旬には完成するものということで、こちらのほうも進めているところでございます。

以上であります。

○16番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません、文言なんですけど、申し訳ありません、ちょっと分からないので教えてください。

報告の1号、2号、3号ですか、みんな繰越しなんですけれども、3つに分かれていまして、繰越明許費、それから一般会計の継続費繰越し、事故繰越、これ3つ、繰越しということなんですけれども、それぞれ私がちょっと理解できないので、申し訳ないんですけど、初歩的なことで恐縮ですけど、教えてください。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 聞き慣れないのは、繰越明許費は御存じかとは思いますが、通常行っております。繰越明許費と継続費は、どちらかというのと似たような考え方なんですけど、ただ、継続費については、継続事業、2か年、複数年にわたって事業を行うという場合、継続費という計上をさせていただきます。

一番、あまり聞き慣れないのは、事故繰越だとは思いますが。事故繰越は、一度繰越したものを再度繰り越す場合は事故繰越というふうなことなんですけど、例えば先ほど言ったような突発的な事象が起きたとか、一番分かりやすく言えば、災害が起きて工事ができなくなってしまったと、中断してしまったというような形になると、事故繰越というのが地方自治法で許されております。簡単に言うと、そういうふうなことで、1年の繰越しは明許繰越し、継続費については、複数年にわたって事業が行えるということなので、1年度、例えばトータルで1,000万円の事業をやるという場合に、1年度は500万円やりました、2年目は、500万円まで初年度に終わらなくても、次の年に残予算を繰り越して使えるというのが、継続費の繰越しになっておりますので、御理解いただきたい。分かりましたでしょうか。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。一応、繰越明許は満額、翌年に繰り越しますよということで、継続は、一部を継続して翌年に納めると。さらにもう一年かかるということになる

と、事故繰越というような言い方をするということでよろしいですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） もう一度、事故繰越の部分なんですけど、一番冒頭に、予算措置がされていなかったというところをちょっと説明が漏れておりましたので、その分を付け加えさせていただきます。

○議長（渋井由放） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 事故繰越は、先ほど総合政策課長が申したとおり、災害とかがあった場合が大きい事由の1つになります。

もう一つ、今回の事例なんかはそちらに当たるんですが、今回の明許繰越しが、3月議会の補正予算で一回、皆さんに承認を得ている案件です。それを6月議会に精査できたので、御報告しますというやり方をやらせてもらっています。

この報告3については、3月補正のときに、皆さんに承認をもらういとまがなかった。結局、議会が終わった後に、納品できませんよということと言われてしまったので、理由だけ見るならば、1号と何ら変わりません。タイミング的に、3月補正に承認をもらえたか、またはもらえなかった、大きいところの違いはそこにございます。

○10番（相馬正典） 分かりました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、こちらのほうで半導体のほうの関係で、部材が不足してということだったんですけども、具体的な内容って何なんですかね。どういった工事なんですか。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの御質問について、お答えいたします。

具体的には、今回の工事に必要な給水ユニットということで、材料的には水中ポンプ、圧力タンク、制御盤などが1つのユニットになっているものでございます。

メーカーのほうといたしましては、保証という観点から、全ての部品がそろわなければ、試運転の確認ができないというような運用とされているところでもあります。今年の2月の段階での話ではありますが、水中ポンプのみ材料のほうでそろっておりまして、圧力タンクと制御盤については、半導体等の影響により納品がされないというようなところから、今回の繰越しというようなことになったところがございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ありがとうございます。このポンプというのは3つあって、ローテーションで使っているものでよかったですかね。何か各個に部品で対応すると、やっぱり結果的に保証とかそういった面でコストがかかるということで、丸ごと交換するものですね。これって何年くらいごとに交換しているものになるんですか。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの御質問についてでございますが、給水ユニットの耐用年数というようなところに係ってくるものかと思えます。

通常は、耐用年数については、10年から15年と言われているものでございますが、現在使用しているものについては、平成10年度に設置されたものでございまして、年数的には、25年経過しているというような形になります。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 下水道のポンプというのは、バックアップというものはないんですか。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまのバックアップのポンプというなお話でございますが、通常、ポンプが入っている設備につきましては、2台ないし3台のポンプが交互に運転することにより、非常時にも対応できるような体制を取っておりますので、今回はそのうちの、ポンプは2台なんです、それをタイミングを合わせて同時に交換するというような対応を取っております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、報告第3号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書については報告のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎日程第6 報告第4号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算繰越し計算書について

○議長（渋井由放） 日程第6 報告第4号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算繰越し計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第4号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰越費の内容を御説明申し上げます。

令和4年度の雷害により緊急で発注を行いました上川井配水場配水流量計交換工事及び城東浄水場第1・第2取水テレメータ機器等交換工事について、半導体・樹脂の供給不足により、機器の納入が遅れていることから、工事を翌年度へ繰越しをしたものであります。

また、令和3年度に発注し、令和4年度に繰越しをしている田野倉地内配水管布設替工事（その1）について、道路管理者である栃木県の工事及びその関連工事の進捗が遅れていることから、工事を翌年度へ繰り越したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でございますけれども、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 報告第4号でございますが、上川井の交換工事並びに城東浄水場の第1・第2の交換工事でございますが、これについては、半導体や部品の供給不足によって、翌年に繰り越すということでございますが、その部品供給の、先ほどと同じですが、見通し、さらには、工事はいつまでに完成するのか、説明をお願いいたします。

次に、田野倉地内の配水管の布設替工事でございますが、県の道路工事、それに関連する工事が遅れているということで繰越しされたものでございますが、これについては、今どのような状態になっているのか、いつまでに完成するのか、この件について説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、上川井配水場配水流量計交換工事についてでございますが、現在、今月、6月に製品が納入されるというようなスケジュールで進められております。工期については、9月15日までということで取っておりますので、今月に納品され次第、速やかに現場のほうで施工されるものと考えております。

続きまして、城東浄水場第1・第2取水テレメータ機器等交換工事についてでございますが、こちらについては、来年の2月に製品が納入される予定となっております。工期については、

来年の3月10日ということで予定してございます。

そして、田野倉地内配水管布設替工事でございます。こちらにつきましては、現在ですが、県道の橋梁の配水管布設替え箇所、電気通信事業者の電柱がございまして、その電柱の移設後でなければ水道管が設置できないというような状況でございます。上下水道課としまして、栃木県、また関係事業者等との調整を図りまして、工期のほうを延長しながら対応しているところでございます。先週であります、栃木県のほうに確認させていただきました。その際に、電気通信事業者の工事が7月には予定されているということで御報告のほうを受けていますので、その関係工事が完了次第、速やかに水道工事の施工を行いたいと考えてございます。

説明は以上とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） こちらの配水場の水量計の交換工事と、取水テレメータの機器交換工事ということで、これはテレメータのほうは、遠隔で確認できないということが実害だと思っておりますけれども、それぞれできないと、こういった不便があるんですか。今、実際、全然使えない状態なんですか。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 現在の状況であります、落雷直後に、こちらについては応急的な対応等をさせていただきます、職員が直接現場で操作するというような状況もございました。

今は仮復旧と言っていいのかというところはありますが、そのような状況でありまして、何とか水の供給についてはできているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第4号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

◎日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）を議題といたします。



市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を3月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ1,600万円増額し、補正後の予算総額を34億1,816万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、療養の給付費が見込みを上回ることにより、予算に不足が生じたため、保険給付費の増額を計上するものであります。

歳入の内容は、保険給付費等普通交付金の増額に伴い、県支出金を増額するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）、原案のとおり決定するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度那須  
烏山市一般会計補正予算（第1号）について）

○議長（渋井由放） 日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を4月25日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を得るものであります。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ2,508万5,000円増額し、補正後の予算総額を120億2,508万5,000円とするものであります。

今回の補正予算は、国の事業であります低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてで、5月31日までに給付する必要があることから、必要な予算を調整したものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第5号の専決処分の承認でございますが、今、提案理由の説明にありましたように、低所得者世帯支援ということで、交付金に伴う支給事業ということでございます。

この間の議員全員協議会の説明では、18歳まで1人5万円給付ですか。それと、住民非課税世帯が1人3万円というような中身だと思っておりますけども、2つありまして、子育て世帯生

活支援特別給付事業、これについては、対象世帯というんですかね、それは何件あったのか。5月31日までに支給は完了しているのかどうか。

さらに、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費につきましても、何世帯、対象があったのか。やはり期限までの支給が完了しているのかどうか、その点について説明を求めます。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの平塚議員の質問にお答えいたします。

給付金の額でございますが、どちらも5万円になってございます。

まず、ひとり親世帯の生活支援特別給付金の世帯数でございますが、172世帯分を計上しております。子育て世帯生活支援特別給付金のほうは、127世帯を予定しておりまして、5月26日までに、ひとり親世帯のほうは148世帯、子育て世帯のほうは89世帯のほうに給付のほうは終了してございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そうしますと、子育て世帯のほうは127世帯対象なんだけど、89世帯、並びにひとり親世帯については、172世帯のうち148世帯に支給したというような説明でしたが、残りは申請がなかったので支給していないと、こういうふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 先ほど御説明した172世帯と127世帯、これはあくまでも予算措置のための世帯数でございますが、この世帯数は、令和4年にやはり同じ給付金を交付しておりますので、その世帯数を参考に、足りない大変です。少し多めに予算化はしてございます。ですので、5月26日分は、市役所のほうで把握しておる分に対しては、100%給付は終了していると認識してございます。

ただ、今後、収入が急変したり、例えば離婚等により配偶者と別居して子育てをするようになった方などは随時、申請、申込みを受付しておりまして、これは令和6年2月29日まで受付をしてございますので、その分は、収入金額等、要件を審査しまして、可能な限り速やかに給付してまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めます。

主な改正内容を申し上げます。

個人住民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を延長する規定を改正するものであります。

法人住民税につきましては、申告納付において、地方税統一QRコード等を一部の申告税目の納付書に反映した様式の追加に伴う改正であります。

固定資産税につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設によるものであり、わがまち特例の割合を3分の1に改正するものであります。

軽自動車税につきましては、環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例延長による改正であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） それでは、私からは主な改正内容の説明と、改正に伴う税収等への影響を申し上げます。

お手元の議案書の3枚目の新旧対照表を御覧ください。

初めに、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正について御説明申し上げます。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第46条につきましては、給与所得に係る特別徴収税額の納付書等の様式が新設されたことに伴う改正です。

第48条及び2ページの第50条につきましては、法人市民税の納付書等の様式が新設されたことに伴う改正です。

第98条及び3ページの第101条につきましては、たばこ税の納付書等の様式が新設されたことに伴う改正です。

以上の改正につきましては、いずれも納付書等の様式に、地方税統一QRコードを印字させるための対応となっております。

次に、那須烏山市税条例附則の改正について、税目ごとに説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

初めに、個人市民税ですが、附則第8条につきましては、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を、現行の令和6年度までだったものを、令和9年度までの3年間を延長するものです。

次に、飛びまして、8ページを御覧ください。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、この適用期限が、現行では令和5年度までであります。3年間で延長して、令和8年度までとするものです。

次に、9ページを御覧ください。

附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係るもので、令和4年度税制改正により、那須烏山市税条例附則第26条の削除に伴う規定の整備を行うものです。

以上が個人市民税に係る改正となります。

次に、固定資産税の改正について説明申し上げます。

3ページにお戻りください。

附則第10条につきましては、令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う改正であります。

附則第10条の2第3項から、4ページの第15項までにつきましては、法律改正に合わせて、項ずれの反映を行うもので、附則第17項につきましては、長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額減額措置として、わがまち特例の割合を定め、特例率を国の参酌基準に倣って3分の1に改正したものです。

次に、附則第10条の3につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとするものの手続を定める規定の新設と、条例の項ずれの反映による改正となります。

以上が固定資産税に係る改正となります。

次に、軽自動車税の改正について説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

まずは、現行の附則第15条の2の削除です。新型コロナウイルスの影響で延長していた消費税の増税に伴う措置が終了したことに伴い、臨時的軽減措置に係る規定を削除したものです。現行の附則第15条の2を削除したことにより、附則第15条の2の2を附則第15条の2へ、附則第15条の2の3を附則第15条の2の2へ、附則第15条の2の4を附則第15条の2の3へ条ずれを反映いたしました。同様に、附則第15条の3の2の条文についても、条ずれを反映しております。

6ページを御覧ください。

現行の附則第15条の6の第3項については、新型コロナウイルスの影響で延長していた消費税の増税に伴う措置が終了したことに伴い、臨時的軽減措置に係る規定を削除したものです。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例期限を3年間延長するもので、第2項と7ページの現行第7項が第3項へ、8ページの現行第8項が第4項へととなります。合わせて項ずれを反映いたしました。

8ページを御覧ください。

附則第16条の2につきましては、附則第16条の改正に伴う規定の整備になります。

最後に、9ページを御覧ください。

今回の、那須烏山市税条例の一部改正の附則について説明申し上げます。

施行期日は、令和5年4月1日施行であります。第2条は固定資産税、第3条は軽自動車税に関する経過措置を設けているところでございます。

以上、議案第6号の改正内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号の改正に伴う税収等への影響を申し上げます。

初めに、個人市民税ですが、1つ、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例、こちらは継続であることと、2つ目、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例、こちらも継続であり、あと3つ目、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例、こちらも制度自体は変更がございません。したがって、個人住民税の税収等に対する影響はないものと思われま。

次に、固定資産税につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置の創設ですが、本市では、対象マンションは1か所であると思われますが、そのマンションの管理会社に制度の周知等を行いました。本制度を活用するかどうかについては、未定となっております。

次に、軽自動車税についてです。まず、種別割につきましては、グリーン化特例の延長と条文の整理を行うことですが、令和4年度と令和5年度の税率等は変更にならないことから、税収等への影響はないと思われま。

次に、環境性能割につきましては、一部の区分において、令和6年1月から税率1%が2%に変わることから、令和5年度と令和6年度の比較で100万円程度、増収になる見込みですが、こちらについては、取得台数により増減するという事を申し添えておきたいと思われま。

以上が議案第6号の説明とさせていただきますので、よろしくお祈いします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 税務課長、2点ほどお伺いいたします。

まず1点ですが、この課税の特例に該当する肉用牛農家数、これは現在、何戸ぐらいあるん

でしょう。この制度はもう40年ぐらい前から繰り返し、繰り返し、この特例制度を使っているわけなんです。現在、何戸ぐらい該当するか、お伺いしたいと思います。

2点目は、優良住宅の造成なんです。この課税の特例が適用した例というのは、那須烏山市内では過去にあったのでしょうか。

以上2点についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 中山議員の質問にお答えします。

まず、肉用牛の該当する農家数なんです。すみません、手持ち資料がございませんので、調べましてお答えしたいと思います。

あと優良住宅地の造成のための特例、こちらも過去にあったのかどうか、ちょっと私、把握していないものですから、調べましてお答えしたいと思います。

申し訳ございません。

○議長（渋井由放） 中山議員、それでよろしいですね。

○14番（中山五男） 結構です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。



よって、議案第6号は、原案のとおり承認されました。

ここで休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）

○議長（渋井由放） 日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、課税免除に係る対象施設の適用期限が、令和5年3月31日から、令和7年3月31日に延長されたことに伴い、本条例の適用期限についても、省令と同様に改正するものであります。

なお、同省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、本条例についても、適用期限を延長し、同年4月1日から施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるとしております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1点、お伺いいたします。

この税条例の改正関係なんですけど、課税免除に該当する件数というのは、実際あるんでしょうか。もしあるとするなら、その免除税額、およそ幾らぐらい免除されているのか、これについてお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 中山議員の質問にお答えします。

該当する事業者につきましては、令和2年度から令和4年度にかけての3年間、1社ございました。1社ですので、税額を申し上げてしまうと、割り返すと課税標準額等が分かっちゃうので、金額については御勘弁いただきたいと思えます。すみません。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第11 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渋井由放） 日程第11 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります堀江功一氏が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き堀江功一氏を推薦したく提案するものであります。

堀江功一氏は、平成29年10月1日から2期6年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では、常務委員会に所属されているほか、男女共同参画委員会委員長を務められております。

堀江氏は、地域住民の信望も厚く、また熱意を持って積極的かつ活発に活動されており、人権擁護委員として適任者でございますので、さらなる御活躍を御期待申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第12 議案第13号 那須烏山市境財産区管理会管理委員の選任同意について

○議長（渋井由放） 日程第12 議案第13号 那須烏山市境財産区管理会管理委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月11日より設置となる那須烏山市境財産区管理会の構成員となる管理委員に7名を選任したいので、那須烏山市境財産区管理会条例第5条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める7名につきましては、地元自治会から推薦をいただいております。地元行政区の現職・元職として役員を経験するなど地元に貢献し、その能力と実行力は顕著であります。地元事情にも精通しており、適任者でありますので、那須烏山市境財産区管理会管理委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、御同意いただいた後は、6月11日付で選任いたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 16番平塚英教でございます。渋井議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております議案第13号 那須烏山市境財産区管理会管理委員の選任同意につきまして、私は賛成の立場から討論を申し上げます。

境財産区につきましては、旧烏山町の時代から、地方自治法第295条に基づく境財産区議会が設置されておりました。これまで境財産区有林の伐採及び間伐等により、境財産区を管理・運営してまいりました。

そこで、議員皆さん御承知のとおり、本年2月の境財産区議会定例会及び3月市議会定例会におきまして、令和5年6月11日をもって、これまで境財産区の重要案件を審議・決定してまいりました定数12の境財産区議会が廃止され、定数7名の境財産区管理会へ移行が決定しているところであります。

境財産区は、旧境村の時代から、土地39万8,573平米、立木2万4,309平米及び基金1億円余の財産を所有しております。今回、執行部から提案されております7名の委員全ての方々は、地域の皆様からの信望も厚く、地元境地区に様々な形で貢献されてきた方々でございます。今後の境財産区をお任せしても、安心であると考えております。

よって、私はこの7名の全ての皆さんを境財産区管理会委員として選任することは適任であり、同選任同意に賛成をするものでございます。

どうぞ議員各位におかれましても、満場一致をもって賛同いただきますよう、心からお願いを申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第13号 那須烏山市境財産区管理会管理委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第13 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（渋井由放） 日程第13 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の引用部分に条項ずれが発生するため、所要の整理が必要なことから、一括して改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日に合わせて、令和6年4月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第14 議案第9号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第14 議案第9号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、さきに議案第6号にて専決処分の御承認を賜りました那須烏山市税条例の一部改正以外について、那須烏山市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものであります。

主な改正内容は、個人住民税及び軽自動車税の改正となります。

個人住民税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正に伴う個人の市民税の賦課徴収等に係る改正であります。

軽自動車税につきましては、ミニカー区分から、三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、新たに車両区分を創設する改正であります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） それでは、私からは、主な改正内容の説明と改正に伴う税収等への影響を申し上げます。

お手元の議案書の2枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

初めに、個人住民税に係る改正について説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第34条の9につきましては、令和6年度から、国税として森林環境税が導入されるに当たり、所得割の額から配当割額または株式等譲渡所得割額で控除し切れなかった金額があるときは、森林環境税に対しても納付に充てることのできる改正となります。

第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を図ること、及び扶養親族等に異動がない場合、申告書に記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることのできることを条文として新設するものです。

第36条の3の2第3項から、2ページの第6項までについては、項ずれの反映によるものです。

第38条につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の改正に伴い、森林環境税の賦課徴収方法等について規定する改正となります。

第41条から、ページを飛びまして6ページ上段の47条の6第2項までは、森林環境税の導入に伴う改正となっております。

具体的に申し上げますと、2ページの第41条につきましては、個人住民税の納税通知書に、森林環境税額を加える改正となります。

第44条第1項と、3ページへ移りまして第2項、第3項、第5項、第6項につきましては、個人住民税で、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定すること及び文言等の改正となります。

4 ページを御覧ください。

第47条第1項及び第2項につきましては、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れに際し、地方税法第321条の7第2項の改正に伴い、市・県民税に森林環境税を追加し、国税と地方税の関係性を整理した内容を踏まえた改正となっております。

第47条の2第1項及び5ページの第2項につきましては、公的年金等に係る個人住民税を、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額と合わせて、森林環境税額も特別徴収する規定の改正となります。

第47条の6第1項及び第2項につきましては、年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れに際し、地方税法321条の7の10第2項の改正に伴い、市・県民税に森林環境税を追加し、国税と地方税の関係性を整理した内容を踏まえた改正となります。

以上が個人住民税に係る改正等の説明になります。

次に、軽自動車税に係る改正について説明申し上げます。



6ページを御覧いただきたいと思ひます。

第82条につきましては、ミニカー区分から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等を除外する改正となります。除外した結果、特定小型原動機付自転車につきましては、原動機付自転車の税率区分での適用となります。

次に、那須烏山市税条例附則第15条の2、附則第16条の2につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものです。

最後に、今回の市税条例の一部改正に係る附則ですが、施行期日につきましては、まず軽自動車税種別割の税率については令和5年7月1日から、森林環境税関係と軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例については令和6年1月1日、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る改正については令和7年1月1日となっております。

最後に、市民税及び軽自動車税に関する経過措置を設けております。

以上が、議案第9号の改正内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第9号の改正に伴う税金等への影響を申し上げます。

個人市民税につきましては、森林環境税創設に伴い、どのように市の税金に影響するかとこのところですが、森林環境税は、令和6年度から、個人市・県民税と合わせて国税として1人1,000円を追加徴収することとなります。今年度、令和5年度に市民1人が納税する均等割額は、5,700円です。内訳としましては、市の均等割額3,000円、県の均等割額1,000円、あと復興税割、こちらは市が500円、県も500円、そしてとちぎの元気な森づくり県民税、こちらが700円。以上が内訳となっております。

この5,700円を市民税分と県民税に分けますと、市民税3,500円、県民税2,200円というような状況になっております。

そして来年度、令和6年度は、森林環境税が新たに課税されますが、1人が納税する均等割額は、今までと同額で5,700円となります。内訳としましては、市の均等割額、これは変わらず3,000円、県も均等割額変わらず1,000円、復興増税につきましては、平成26年度から令和5年度までの10年間であることから、市500円と県の500円、合わせて1,000円が令和6年度は徴収されなくなります。そして、新たに国税として森林環境税1,000円が加わります。あと、とちぎの元気な森づくり県民税700円は、引き続きございます。

以上が5,700円の内訳で、これを市民税分、県民税分、国税分に分けますと、市民税に3,000円、県民税に1,700円、国税に1,000円となります。令和5年度の市民税分が3,500円であることに對し、令和6年度は3,000円になることから、500円の減額

となります。本市では、均等割額を納税する納税義務者はおおむね1万3,000人であることから、令和6年度は1万3,000人掛ける500円の650万円程度が減収となる見込みです。

次に、軽自動車税につきましては、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードに関することが主な改正内容となります。令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車の区分が開始するに当たり、令和5年7月1日以降は、16歳以上であれば免許が不要になります。あとヘルメットの着用が必須であったものから、任意の努力義務となります。

以上のことから、今よりもっと手軽な乗り物になると注目を集めているところですが、令和5年7月1日以降、本市での需要が増えるかどうかは予測がつかないところです。したがって、軽自動車税の税収が増える方向に作用するかについても、予測がつかないところです。参考としまして、今現在におけるいわゆる電動キックボードの登録件数は、0件です。

以上が議案第9号の説明等とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 森林環境税が令和6年度から賦課されるということでございますが、先ほど中身については大体分かって、国税として納めるのは1,000円で、大体1万3,000人という考えでいいんですかね。そうしますと、1,300万円を納めるというふうになりますよね。

それで、森林環境譲与税として国から交付されるという金額は、これまで幾ら来ていたんでしょうか。市のほうに毎年。そのバランスはどうなっているのかなというのをちょっと知りたいもので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 平塚議員の質問にお答えします。

森林環境譲与税の市に来ている分、今までの分ですかね。すみません、私、手持ち資料がございませんので、同じように調べましてお答えしたいと思います。

申し訳ございません。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第9号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第10号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第15 議案第10号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税条例について、所要の改正をするものであります。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、保険税軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額を見直すほか、所要の規定を整備するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 16番平塚英教でございます。議案第10号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、この内容につきましては、国の地方税法の一部改正に伴って、国保税の限度額を102万円から104万円に引き上げるということ、それと5割軽減・2割軽減の、控除額を若干上げるという内容でございます。

5割軽減・2割軽減の控除額を上げることには賛成でございますが、最高限度額の引上げにつきましては、国保税全体の引上げの呼び水になっていく可能性があるということで、これには同意できないと。

国民健康保険につきましては、何よりも均等割をなくすべきだということを訴えたいと思います。現在、行っておりますのは、未就学児の均等割は2分の1減免されていると思うんですが、那須町では18歳まで減免を引き上げたと聞いております。

本来、頭数で税金を納めるというのは全く合意できないわけございまして、ぜひとも本市においても均等割の減免をさらに年齢を引き上げるとか、将来はなくすということを含めて検討いただきたいということを申し添えまして、この案については同意できないということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第10号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第16 議案第11号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を参酌する本条例についても、同様に改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、こども家庭庁が設立されたことに伴い、保育所の保育に関する指針の所管が、厚生労働省から内閣府に移管することに伴い、改正するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第11号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、午前中に行われました中山議員の質疑につきまして、執行部の追加答弁がございます。

川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 中山議員からいただきました議案第6号の2つの質問にお答えいたします。

まず1つ目の、課税の特例に該当する肉用牛の農家数、幾つかということなんですが、特例該当は18件となっております。

あと2つ目、優良住宅地の造成により課税の特例が適用した例はあるのかということですが、今のところ例はございません。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

続きまして、平塚議員の質疑につきまして、追加答弁がございます。

菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 平塚議員のほうから、森林環境譲与税の関係で、どのくらい入っているのかということの御質問でした。

令和5年度、今年度、地方譲与税の中の森林環境税と見込んでおりますのが、1,363万7,000円でございます。

これまで、令和元年から4年度まで、歳入として頂きました金額が、トータルで4,085万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 日程第17 議案第1号から日程第19 議案第3号までの令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）

についての3議案については、いずれも令和5年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

◎日程第17 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について

◎日程第18 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第19 議案第3号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第3号までの3議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第3号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億8,191万円増額し、補正後の予算総額を123億699万5,000円とするものであります。

今回は、新型コロナワクチンの追加接種や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等に必要な補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費につきまして、市有財産管理費は、向田ふれあいの里に利用している旧向田小学校の雨漏り修繕費の計上であります。

民生費につきまして、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業費は、令和5年度住民非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付する事業費の計上であります。

すくすく保育園運営費は、シロアリ被害のあるすくすく保育園乳児室床の修繕費等の計上で

あります。

衛生費につきまして、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種に、5月から8月に行う春接種、9月以降に行う秋接種が追加されたことに伴う事業費の計上であります。

農林水産業費につきまして、農業振興費は、企業版ふるさと納税を実施する事業推進主体への交付金の計上であります。

商工費につきまして、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費は、物価高騰等に影響を受けている事業者や市民生活を支援するための、キャッシュレス決済に対するポイント還元事業費の計上であります。

ユネスコ無形文化遺産活用推進事業費は、JR烏山線開業100年を記念した山あげ屋台パレードの実施事業費の計上であります。

教育費につきまして、教育委員会事務局費、ユネスコ無形文化遺産保存事業費は、市民及び市内事業者から頂いた寄附金の使用目的に沿った予算の計上であります。

学校給食センター運営費は、高騰する学校給食食材の購入を支援するための交付金の計上であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金・補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の計上であります。

寄附金につきましては、市民及び市内事業者からの寄附金並びに企業版ふるさと応援寄附金の計上であります。

繰入金は、不足財源の補填として財政調整基金の計上であります。

寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置しており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ427万3,000円増額し、補正後の予算総額を5,693万5,000円とするものであります。

補正予算の内容は、施設修繕費料、特別会計消費税申告研修会参加費負担金、無申告であった七合診療所の消費税の申告納付を行うための公課費をそれぞれ増額するものであり、財源につきましては、診療所運営基金繰入金をもって措置いたしました。

なお、消費税の無申告の件につきましては、市民の方々に心からおわび申し上げるとともに、今後このようなことが起きないように、再発防止に努めてまいります。



次に、議案第3号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を187万円増額し、補正後の予算総額を3億6,581万4,000円とするものであります。

内容は、栃木県発注の埋設管共同溝設置工事に伴う、中央地区のマンホールかさ上げであります。

以上、議案第1号から議案第3号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第1号の補正予算でございますが、最初に、15ページの市有財産管理費で、旧向田小学校の雨漏り対策ということで、200万円ということでございますが、どのような状態に今あるのか、それをどういうふうに直すのか、いつまでに完了するのか、説明をお願いします。

役務費のJR烏山線利用推進事業費が13万6,000円ということでございますが、この内容についても説明をお願いいたします。

ずっと下の住民非課税世帯の臨時特別交付金事業費並びに物価高騰に伴う低所得者世帯支給付事業費については、それぞれ対象世帯が何世帯になるのか、いつまでに支給完了するのか、説明をお願いいたします。

次に、17ページの新型コロナウイルスワクチン追加接種でございますが、5月から8月の夏接種、9月以降の秋接種と、これが追加されたということでございますけれども、これについても、対象者の人数等の見込みをお示しいただきたいと思っております。

その下の農業振興費でございますが、先ほど市長のほうからちょっと説明があったんですが、もう一度、詳しく説明をお願いいたします。

元気の森づくり推進事業費、この事業の内容についても、改めて説明をお願いいたします。

19ページ、新型コロナウイルス対策商工会支援事業費、ポイント還元ということで5,005万7,000円ということでございますが、このポイント還元の、具体的にどのようなものが対象になって、どのような還元メリットがあるのか、説明をお願いいたします。

ユネスコ無形文化財活用推進事業費、山あげ祭時に屋台パレードを実施するというところでございますが、これは恐らく中日なのかなと思うんですが、これについても事業内容の説明をお

願いいたします。

下のほうの社会教育施設整備費ということで、220万円ありますが、これは何でしょうか。その下のユネスコ無形文化財保存事業費100万円、これについても説明をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、15ページ、市有財産管理費200万円の内容でございますが、旧向田小学校の1階東側のランチルーム、現在、向田ふれあいの里によるレストランが運営されております。そこに雨漏りが発生するという状況がございました。現地を確認した結果、屋根自体の谷どいがあるんですが、そこを塞がなければ直らないだろうということになりまして、それを全面塞ぐ板金工事を実施します。それをやった後、今度は天井ボードについても張り替え作業が必要なことから、そこも併せて行うことで予定しております。それが全体で200万円ほどの事業費ということで考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） JR烏山線利用促進事業費につきましては、こちらはJR烏山線の通学定期購入費補助金に関する経費の計上でございます。

具体的には、補助金決定通知書の送付の郵送代を計上しております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 健康福祉課に係るものを答弁させていただきます。

まず、15ページにございます住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらに関しましては、令和3年度・4年度の返還金になってございます。令和3年度の支給世帯数ですが、2,932世帯、令和4年度につきましては、2,614世帯になっております。

その下段にございます物価高騰に伴う低所得者世帯支援給付金事業につきまして、こちらは令和5年度の事業でして、こちらは3,000世帯で見込んでおりまして、令和5年10月31日までの申請と考えております。

続きまして、17ページにございます新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてでございます。先ほど議員のほうで夏接種とおっしゃったんですが、春開始接種でございます。春開始接種に関しましては、対象人数が65歳以上の方が9,000人、12歳以上の基礎疾患を有する方が2,100人、医療従事者が1,200人、合わせまして1万2,300人と見込んでおります。

秋開始接種に関しましては、初回接種を終了した5歳以上の方が対象になってきてまして、2,400人で見込んでおります。

それと別に、年間を通しまして、乳幼児と小児、6か月から11歳までの接種がございまして、こちらが1,500人で見込んでおります。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、17ページ、農業振興費の750万円及び元気な森づくり推進事業費268万5,000円について御説明申し上げます。

まず、農業振興費750万円でございます。こちらにつきましては、令和3年度から6年度の4年間の事業で行っております、産官学による里地・里山再生プロジェクトに関する企業版ふるさと納税を活用した交付金でございます。

事業主体は、一般社団法人里山大木須を愛する会でございます。今般、5社からの企業版ふるさと納税の寄附がございました。こちらについては、いずれも東京の薬品会社からということで、750万円でございます。

事業内容につきましては、最新農薬を使用しました里山の雑草管理の実践試験であるとか、西洋蜜蜂による養蜂事業、または大木須古民家を活用しました大木須自然体験村づくり等に活用される予定になってございます。今年で3年目の事業ということで、4年間事業でありますので、半分が過ぎたところで、まだ令和6年度まで継続した事業というところでございます。

続きまして、元気な森づくり推進事業費の268万5,000円でございます。こちらにつきましては、とちぎの元気な森づくり県民税を財源にしまして、地域の里山林の下草刈りを行う里山林整備事業、さらには整備後の維持管理を行う里山林管理事業、いずれも最大5年間の事業でございますけども、令和4年度において終了予定でありました大木須地区、森田地区の事業が、さらに5年度以降も延長が認められたことに伴いまして、2つの森づくり活動団体に対する補助金を増額したものでございます。

今回、追加となる団体につきましては、大木須地区の里山大木須を愛する会の50ヘクタール、さらには森田地区にあります石ヶ入りの自然を愛する会の3.7ヘクタールの里山林の管理事業を追加として補正予算、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、御質問いただきましたキャッシュレス決済に関する部分の回答をさせていただきたいと思っております。

まず、こちらは新型コロナウイルス対策商工業支援事業費という中でやらせていただきたい

と思っておりますが、こちらは2つの事業で構成しています。1つが、先ほど御質問いただきましたキャッシュレス決済に対するポイント還元事業、もう一つが個別支援会等事業費補助金という2つで構成しております。

御質問いただきました、キャッシュレス決済に対するポイント還元事業ですが、こちらの先ほどの御質問では、対象は何かということと、どういったところでポイントが還元されるのかということだと思っておりますが、こちらにつきましては、今、皆さん、お店で買物をさせていただくときに、レジのところでも2次元コードの看板とかが出ていると思っております。それを使って、スマートフォン等で決済をする。それがキャッシュレス決済の中のコード決済と言われるものです。今回、このコード決済を使いたいと思っております。コード決済を使って買物をさせていただくと、その使った金額に応じてポイントを付与して、後ほどそれを買物で使えるというものでございます。

こちらの条件につきましては、ただいま調整中でございます。もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それともう一つ、ユネスコ無形文化遺産活用推進事業費でございます。こちらにつきましては、JR烏山線の開業100年を記念しまして、山あげ屋台パレードを実施することで進めたいと思っております。

先ほど御質問の中で、中日かなというお話がありましたが、7月22日、中日に実施できないかということで現在、調整中でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうからは、19ページの社会教育施設整備費220万円、こちらの御質問にお答えしたいと思います。

こちらは、中央公園公衆トイレの下水道接続工事の予算になります。工事請負費になります。こちらの区域は、既に下水道の配管のほうを設置されておりますので、昨年度、烏山公民館の下水道の接続工事を実施いたしました。未実施になっております中央公園の公衆トイレ、こちらのほうの下水道接続工事を今年度、実施するに当たり、補正予算で計上したものです。

続きまして、文化財保護費、ユネスコ無形文化遺産保存事業費、こちらの100万円について御説明します。

こちらは、歳入の予算のほうにも計上されました寄附金、こちらの寄附者の意向に沿って、烏山の山あげ行事の保存伝承費補助金として、支出を計上するものです。

以上になります。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私のほうから、先ほども質問があったキャッシュレス決済と個別支援会等事業費補助金の件から、まず質問させていただきます。

決済業者とかはまだ決まっていないということで、調整中ということで、これはかねてから私のほうでも、ぜひキャッシュレスで他市町の事例を参考にさせていただきたいということをお願いしておりました。採用していただいて、ありがとうございます。こちらは、ぜひとも使いやすくして利用者が多い業者でもって、ぜひとも多くの皆様に利用していただいて、それによって、市民のICTスキルの向上を目指していただきたいなど。どうしてもやっぱり紙ベースでやってほしいというような要望があるとは思いますが、こういう機会がないと、スマートフォンだったり、そういったもののICT端末の利用や習熟につながらないので、ぜひともそこにつなげて、防災アプリ・ラインなどを皆さんに利用していただけるように、つなげていっていただければと思います。

また、ポイント還元事業で、あらかじめ商品券を購入しなくていいということは、多くの観光流入によって、そういった方の利用も得られるということで、交流人口拡大のためにも一役買ってくださると思うので、ぜひともいい事業につなげていっていただければと思います。こちらは要望です。

それとあと、次の個別支援会等事業費補助金、こちらはセミナーによって補助をしていくということなんですけれども、これは具体的に、例えばセミナーをやったり、個別支援会で何か相談を受けたものに対して支払うんだと思うんですが、例えば物品の購入とか設備の導入とか、そういったものに対して払っていくのか、ちょっとこれを具体的に教えてください。

あと、最後にもう一点、前回、一般質問のほうで、おむつの持ち帰りの件をお願いして、今年度から実施されているということなんですけれども、その際に、6月補正で市内の保育施設に対して補正で物品の購入だったり、おむつ用のごみ箱だか何だか、そういうのを対応するとおっしゃっていたんですけど、それはどこに入っているのか教えてください。あと、それは現状どうなっているのか、教えてください。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、まず最初に御質問いただきましたポイント還元事業について、お答えさせていただきます。

議員の御意見いただいたとおり、今後、進んでいくキャッシュレス決済、こちらはどうしても避けられないと思います。そういったものに、市としてなるべく早く取り組んで、市民や事

業者の方がキャッシュレス決済に触れていただいて、慣れてもらう、それが今回の取組です。

もちろんそうすると、高齢者の方とかも不安になると思われまので、そういったなかなか使えないと思うような方も、それを別の手段で代用するのではなくて、そういった方々にも今後、進んでいくこのキャッシュレス決済に慣れ親しんでいただく、そういったきっかけになればなということから始めていますので、そういった方々に対してもフォローを忘れずに実施していければなと思っております。

それと、2点目の個別支援会等事業費補助金、こちらについてお答えさせていただきます。

こちらは、現在、エネルギー価格の高騰ですとか、あるいは原料の高騰、省エネ対策等で、事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上等、そういった取組を行う事業者の方々を側面的に支援するために、国等の補助金を申請する事業者を対象に、商工会をこちらの補助金の交付先として想定しておりますけれども、そちらが行う個別支援会やセミナーに対して、そちらの開催経費を補助していくというものでございます。

具体的に考えている経費につきましては、講師謝金ですとか、講師の交通費ですとか、あるいは通信運搬費等を想定しております。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうからは、おむつ用ごみ箱の件について、お答えさせていただきます。

令和5年1月に、厚生労働省は、使用済みおむつを保育園にて回収・処理することを推奨するという声明を発表いたしまして、それを受けまして、那須烏山市でも今年度から使用済み紙おむつを保育園処分としたところでございます。

予算措置でございますが、議案書17ページの、にこにこ保育園運営費9万8,000円、これはにこにこ保育園分のおむつ用ごみ箱を購入する費用となっております。すくすく保育につきましましては、すくすく保育園運営費157万8,000円、そのうち3万3,000円分をおむつ用ごみ箱購入費として計上させていただいております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） キャッシュレスの件は、ぜひともよろしくお願ひします。

それと、個別支援会等事業費補助金、こちらは内容、理解しました。国への申請に対する事業再構築補助金への申請に対するものということで、事業再構築補助金は結構金額が大きく、かなり有効で、市内企業の方も何件か使っているところを知っているんですけども、申請も結構要件が細かくて、かなり大変で、あんまりうまくいっていないようなところもあつたりす

るので、そういったところをなるべく行き届くような支援をしていただけたらと思います。これは要望です。

おむつの件なんですけれども、私が以前、聞いたときは、私立へも補助するかもしれないみたいな話だったんですが、ここに上がっているのは公立だけだと思うんですが、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

民間の保育園等も、既に購入のほうは進んでおります。補助金がございますが、補助金に関しては、国庫補助金で対応予定なんですけど、まだ詳しい要項等が示されていないため、決定次第、対応したいと思っております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 3回目なので、最後まで聞きたいんですけど、今、市内のおむつ持ち帰りの状況は、公立、私立含めて100%なのかがまず1点ですね。

それで、私立のほうに関しては今、計画中ということは、まだ進んでいないというか、既にあっちではもう自分で買って、市のほうに何かその経費分を申請している段階なのかどうか、そこら辺が分からないので、教えてください。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 紙おむつの保育所での処分は、民間も含めまして、全ての施設において行っております。

先ほども申し上げましたとおり、民間の保育園のほうでももう購入のほうが進んでおりまして、ただ補助金の申請が、まだ詳しい要項が出ていけませんので、出次第、御案内差し上げまして、適切な対応を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 事前に4項目ほど通告してありますが、まず、元気な森づくりの交付金です。これは当初の分と今回の分を合わせますと、460万円ですね。その事業内容につきまして、私は先ほどの課長の説明でおおむね理解をいたしました。

ここで私、申し上げたいことは、午前中の税務課長の説明があったとおり、元気な森づくり県民税、これは1人当たり700円でもって、1万3,000人が納付していると。そうしますと、910万円、那須烏山市の住民はこのために納付しているんですよ。ところが、その2分の1しか県から交付を受けていないということは、あまりにも少な過ぎるのではないかと。

実はこのことは私、2年ぐらい前にも、当時の農政課長に申し上げました。私、県の担当者に伺ったところ、それぞれの市町村に対する事業費の割り振りというのは、市町村からの申請によって交付していますと。ですから、申請額が少なければ少ない、多ければ多いような方法で申請をしていますと、こういうふうな話を聞いているんですよ。今も多分そうじゃないかと思えます。

どうも那須烏山市の農政課長は極めて消極的ではないかと思うんですが、今年はこれでやむを得ないとしても、課長、来年からはもっと、もっと事業費が増えるように、努力をすべきではないかと私は思っています。

それと、2点目の企業版ふるさと応援寄附金、これは当初を合わせますと750万円になるわけですね。それで、説明も今ありましたが、これは東京の企業から寄附金があったというんですが、これはいかなる事情で、東京のほうの企業の方が那須烏山市に寄附することになったのか、これについてお伺いしたいと思います。

それと、同じ13ページの教育総務費寄附金、当初の2,000円を合わせますと、ちょうど200万円になるわけですね。このことについて、もう一回説明をいただきたいと思えます。

それと、同じ13ページ、財政調整基金繰入金5,632万3,000円を計上しています。当初で2億8,000万円だったんですね。それで、まだ当初の事業が始まって2か月、3か月足らずで、なぜこの5,600万円も取り崩さなければならない、そういう財政的な事情になったのか、これについてお伺いしたいと思います。

19ページの新型コロナウイルス対策費です。これは商工業関係は分かりました。それで、別な角度から1点お伺いしたいと思います。

先ほどの説明ですと、接種の対象者が1万2,300人というふうに聞きました。現在はもう接種しなくてもいいんじゃないかというような方が結構多いように聞きますが、対象者に対して接種率はどのぐらいになっているのでしょうか。これが分かりましたら、お伺いしたいと思います。

それと、追加で2点ほどお伺いしたいと思います。

今回の予算の中で、屋台パレードの交付金250万円がありますね。これは当初予算で1基分は取ってあります。それで今回は、6基の屋台全部を繰り出すということで、追加になったんだと思うんですが、そうしますと、5基分で250万円の予算というのと、1基当たり、今回繰り出すのに、多分、1日だけじゃないかと思えますが、1日繰り出すのに50万円と、そういうことでよろしいのかどうかです。

まずそれだけです。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。



○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、元気な森づくり推進事業の活用についての御質問がございました。

中山議員御指摘のように、この元気な森づくり県民税は1人700円ということで、1万3,000人の納税者がいれば、約900万円の活用枠があるというところがございます。実際には、今年度約400万円ということで、活用額の半分に満たないというところがございます。

令和5年度においては、この元気な森の交付金を活用しまして、全部で7地区の里山林の整備であるとか管理事業を行う予定になってございます。

整備事業につきましては、鴻野山、田野倉と大金、月次、落合地区の4地区が整備を行う予定になってございます。そのうちの田野倉・大金地区については、通学路の安心安全ということで、木の伐採なんかも含めた事業も含めてやる予定になってございます。落合地区については、里山で発生します野生鳥獣の軽減を目的に、里山林の整備を行う。また、月次については、自らの里山林を自らの手で自力施工して、枝打ちなんかをやる事業を行う予定になってございます。

確かに400万円ということで、活用枠の半分に満たないということなんですけれども、どうしても活動団体の手挙げ方式になってしまいます。また、事業費についても、1ヘクタール5万円ということで、大きな金額ではありませんので、その範囲の中で事業を行うということで、なかなか活動団体の積極性が見られないというところでもありますので、農政課としても極力、積極的な活用に向けてPRを図りながら、有効な交付金の活用について、次年度以降についてもその推進を図っていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

続きまして、農業振興費の750万円の寄附金の寄附者の内訳でございます。

令和3年度、4年度には、令和3年度が8社から1,100万円、令和4年度につきましては、12社から1,290万円、最終的な寄附金がございました。今回は5社からのまだ750万円ということなんですけれども、これから寄附金が増えていくかもしれないというところがございますけれども、全てが東京の会社というところではございますけれども、この里山大木須を愛する会、何をメインにやっているかということ、雑草管理に対する実践試験なんかをやっております。また、養蜂事業、そして大木須の古民家の自然体験村づくり事業ということで、3つの事業をやっている中で、どうしても寄附者については、1番目の雑草管理の実践事業を主体的に行う会社からの寄附が多いということで、ほとんどが東京に本社を持つ薬品メーカーが主というところがございますので、県内からの給付者は1社あったかと思うんですけれども、ほとんどが東京の大手の薬品メーカーということで、こういう構成になってございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 13ページです。教育総務費寄附金、学校教育課99万9,000円ですが、今年度、烏山小学校、創立150周年を迎え、市民の方からこの150周年に当たり、母校である烏山小学校に100万円の寄附の申出がありました。既に教育総務費、学校教育課の寄附金としまして、当初予算に1,000円計上しておりましたので、補正額としては99万9,000円となります。

これを財源といたしまして、歳出19ページにあります教育委員会事務局費、こちらですけれども、市から烏山小学校の同窓者などで組織しております創立150周年記念事業実行委員会に対しまして、交付金を支出するものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私のほうから、財政調整基金の繰入れについての御質問でございます。

6月補正の補正財源としては、財政調整基金を不足財源として取り崩して補填するというふうなことで、今回はやらせていただいております。令和4年度の決算が5月末で決まりました。それらによって、余剰金等がこれからあると思います。そういったものも、今後の補正の財源として対応してまいりたいと思いますが、今回の6月補正は、財政調整基金を不足財源として補填させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

なお、先ほど農政課長から、企業版ふるさと応援寄附金の件で話がありました。総合窓口としては、総合政策課のほうで扱っておりますので、簡単に補足させていただきますと、企業版ふるさと応援寄附金そのものは、国が認定したいいわゆる地方公共団体の、我々、那須烏山市で策定いたしました地域再生計画という5か年計画が、令和2年度に策定いたしました。そういったプロジェクトに対して、市が定めた計画の中に、大木須で今、進めておりますプロジェクトも認定されております。そういった関係から、各種企業がそういったプロジェクトに寄附を行った場合は、当然、税額の控除を受けるというふうなこともあって、先ほど農政課長が言った農薬の関係の企業が多いということもありますが、大きな柱は、大木須も3つくらいプロジェクトをやっておりますが、その1つの事業に賛同して、寄附をいただいているという経過でございますので、御理解いただければと思います。

ちょっと今、補足でございます。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 御質問いただきました新型コロナワクチンの接種率でございま

すが、申し訳ありませんが、手持ち資料がございませんので、改めて答弁させていただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうから、戻りまして、13ページの教育総務費寄附金199万8,000円、先ほど学校教育課長から99万9,000円、説明がありましたので、残り99万9,000円は、生涯学習課のほうの寄附金になります。

内容としては、同じように当初予算に1,000円が計上されておりましたので、今回、99万9,000円を計上するものです。

内容については、100万円の寄附が、山あげ行事の保存伝承費のほうに使ってくださいということでありましたので、こちらを歳入として計上するものです。

歳出については、19ページのほう、先ほど御説明申し上げたとおり、文化財保護費のほうの100万円の計上になります。

以上です。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 御質問いただきました19ページのユネスコ無形文化遺産活用推進事業費の、JR烏山線開業100年記念の山あげ屋台パレードのお金の積算の方法について、お答えさせていただきます。

こちら、250万円でございますが、当番町の金井町を除いた残りの5町分を積算しております。ただ、こちらは均等でやっているのではなく、各町の屋台の組立て、解体、仮設車庫の設置や撤去、それらの経費を積算させていただきました。そのため、少ないところは30万円で見込んでおります。多いところにつきましては、70万円を見込んでおります。合計で250万円としております。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 農政課長、もう一点、新たにお伺いしたいんですが、元気な森づくりの事業なんですが、この事業の中で、林道のようなところの、林道と言えるかどうか、2メートル前後のような道路が林道内には相当ありますね。散策道路にもなっているようなところなんですが、そういうところの整備とか、両側の草刈り、これにはこの利用はできますか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 元気な森づくり事業は、あくまでも里山林の整備・管理ということになっていきますので、単に林道の整備・維持管理となりますと、市の予算のほうの林道維持費、または森林環境譲与税からのお金を林道の維持費のほうに繰り入れて整備を行うというよ

うな事業になっていますので、元気な森づくりは、あくまでも里山林の整備と管理というところに特化した事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第1号から議案第3号までの3議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第3号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20 議案第14号及び日程第21 第15号の栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について及び佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分についての2議案については、いずれも栃木県市町村総合事務組合に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第20 議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

◎日程第21 議案第15号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

○議長（渋井由放） よって、議案第14号、議案第15号の2議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号及び議案第15号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを説明申し上げます。

本案は、佐野地区衛生施設組合が解散し、栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、定めるに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該佐野地区衛生施設組合は、佐野市と栃木市のし尿処理及び火葬業務を共同処理している一部事務組合であります。栃木市において新たに火葬場を建設することや、し尿処理施設について今後、業務委託をすることが決定したことから、令和5年9月30日をもって解散する

ものであります。

次に、議案第15号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、説明申し上げます。

本案は、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、栃木県市町村総合事務組合が共同処理している退職手当支給事務に係る財産処分に関して、地方自治法289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

財産処分につきましては、栃木県市町村事務組合負担金等条例に基づき算定された額として、約6,000万円を佐野地区衛生施設組合に還付するものであります。

以上、議案第14号及び議案第15号について、一括して説明申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今回、栃木県市町村総合事務組合から佐野地区衛生施設組合が脱会するという事になったわけですね。過去にもどこかの市町村が脱会したような記憶がありますが、こういったように脱会することによっての影響というのは、何かあるんですか。そのことについてお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今回、佐野地区衛生施設組合が抜けるものに関する事務でございますが、退職手当の支給に関する事務に関しては抜けるということになります。

したがって、退職手当支給事務につきましては、最初からの共同処理が始まったときから脱会するまでの当組合が納める負担金、それから退職手当として支給する、今まで支払った分、今後、脱会するまでに支払う分、また、それに係る事務費、そういったものを精算しますと、基本的には当該組合がまだ既に負担金、多く納めておりますので、その分を精算して返すということになりますから、基本的には、本市等には影響はないと考えてございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第14号及び議案第15号の2議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組規約の変更について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第15号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日6月7日水曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御協力いただき、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

〔午後 1時58分散会〕